

# 会計年度任用職員（代替教員）の登録者募集について

神奈川県教育委員会では、県内の市町村立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（政令市・中核市除く）で会計年度任用職員（代替教員）として勤務できる人の登録者を随時募集しています。

## 会計年度任用職員とは

地方公務員法等の改正により、いわゆる非常勤職員の名称が、会計年度任用職員として法律上位置づけられました。会計年度任用職員は、短時間の勤務であっても、身分上は一般職の公務員として位置づけられます。

### ■目的

- 市町村の設置する幼稚園並びに幼保連携型認定こども園（以下、「公立幼稚園等」という。）の教員が県主催の幼児教育に関する研修に参加しやすい環境を整えるため、代替教員を当該公立幼稚園等に配置します。

### ■職務

- 担当する公立幼稚園等で、教育・保育に関する指導を行います。

### ■資格要件

- 次の①・②・③の要件を満たすこと。
  - ① 幼稚園教員免許状を所有し、概ね5年以上にわたって幼稚園等の勤務経験がある者。
  - ② 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者。
  - ③ 健康診断票（様式）によるすべての検査項目が受診できる医療機関において健康診断を受診し、適格の判定であること。

### ■任用期間

- 代替教員の任用期間は、10月1日から翌年1月31日までの間において、神奈川県教育委員会が定めます。

### ■配置園

- 神奈川県教育委員会が指定した県内の公立幼稚園等

### ■勤務日数・勤務時間

- 代替教員1名につき、年間最大3日間（1日6時間15分）

### ■報酬等

- 報酬
  - 次のとおり時間額が適用されます。（時間額 2,608 円）
  - ・1日の勤務時間が6時間15分の場合…16,300 円
  - ※報酬額については今後、常勤職員の給与改定に伴い変更の可能性があります。
- 通勤手当相当額

### ■その他

- 公務上または通勤による災害については、労働者災害補償保険が適用されます。
- 基準に満たないため、社会保険・雇用保険の適用はありません。

### ■身分

一般職の公務員なので以下のような義務が生じます。また、懲戒処分等の対象となります。

- 服務の宣誓
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務

○政治的行為の禁止 など

※営利企業への従事等の制限はありません。ただし、教育委員会への届出は必要です。

なお、県費負担の他の職と兼業する場合は、その職と合わせて週 38 時間 45 分を超えないようにしてください。

■登録・照会先（申込書類の提出先）

勤務を希望する公立幼稚園等	登録・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
県内の公立幼稚園等 （政令市・中核市を除く）	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 （東庁舎 6階）	045-210-8217 （直通）

・登録いただいた場合でも、必ずしも任用されるとは限りません。